

令和 3年 5月19日

## 姫路市家庭用充放電設備普及促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭用充放電設備を設置し、又は家庭用充放電設備が設置された住宅を購入する者に対し、その経費の一部を補助することにより、家庭用充放電設備の導入を促進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用充放電設備 住宅に設置し電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車に充電する装置で、別表に掲げているもの
- (2) 電気自動車等 次のいずれかに該当する検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
  - ア 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とするもの
  - イ 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部から充電することができるもの

### (補助対象者等)

第3条 市長は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者（法人を除く。）に対して姫路市家庭用充放電設備普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする年度の3月31日（その日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日。）までに自ら居住する市内の住宅に次項に定める家庭用充放電設備を設置し、又は次項に定める家庭用充放電設備が設置された市内の住宅（以下「建売住宅」という。）を購入し居住しようとする者

(2) 市税に滞納がない者

(3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

2 補助金の交付の対象となる家庭用充電設備は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする（以下「補助対象設備」という。）。

(1) 別表に掲げる型式の家庭用充電設備であること。

(2) 未使用品であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に掲げる額とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の型式が分かる書類及び配置場所の平面図

(2) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し

(3) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された書類の写し

(4) 申請者の市税納税証明書

(5) 補助対象設備を設置する予定の場所の現況を示す写真

(6) 誓約書（様式第1号の2）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付申請の受付期間）

第6条 前条の規定による申請は、市長が別に定める期間内に行わなければならない

2 前項の期間内であっても、申請のあった額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

（決定及び通知書類）

第7条 市長は、第5条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれその旨を通知する。

3 補助事業者は、前項の補助金交付決定通知書を受領した後、自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置するものについては工事を着工し、建売住宅を購入し居住するものについては補助対象設備の引渡しを受けるものとする。

（計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第4号）に計画変更の内容を確認することができる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定金額は増額しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第5号）により、その旨を通知する。

（中止の承認）

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象設備の設置又は建売住宅の購入（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日（その日が市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日。）までに、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 住民票の写し

(4) 補助対象設備の設置場所の現況を示す写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であるか確認するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による実績報告を行った後速やかに、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金を交付目的以外の用途に使用した場合

(3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) その他この要綱の規定に違反したと認められる場合

(事業完了後の監査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間は、補助対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、補助対象設備が損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、前項の期間中、市長の承認を受けないで補助対象設備を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの行為（以下「処分等」という。）をし

てはならない。

3 補助事業者は、前項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分等に関する承認通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号に該当する場合において既に補助金が支払われているときは、補助金の全部又は一部について期間を定め返還を命じることができる。

(1) 第12条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合

(2) 前条第2項の規定に反して処分等をした場合

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(協力)

第17条 市長は、補助事業者に対して、必要に応じて家庭用充放電設備に関するデータの提供等の協力を求めることができるものとする。

(細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市家庭用充放電設備普及促進事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に行う交付の申請に係る補助金について適用し、同日前に行う交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。